

令和元年12月10日

健康保険組合連合会都道府県連合会長 様

公益社団法人日本柔道整復師会
会 長 工 藤 鉄 男
(押印省略)

一般社団法人全国柔道整復師連合会
会 長 田 中 威勢夫
(押印省略)

療養の給付と柔道整復療養費の併給調整について

平素は、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては、一部の保険者において、患者さんが保険医療機関へ通院中である場合や薬剤の処方期間中などの場合、療養の給付と柔道整復療養費が併給できないものと誤認し、同じ負傷について診療報酬請求がある場合に柔道整復療養費を不支給処分とする事例が生じています。

しかし、釈迦に説法ながら、それは誤った事務処理であり、同じ負傷について保険医療機関で治療を受けていたとしても、患者さんが入院中における柔道整復師による後療の施術又は医師が整復、固定若しくは施療の治療を行った後の柔道整復師による整復、固定若しくは施療の施術でない限り、柔道整復療養費が併給調整されることはないどころか、初検料や後療料等を算定することが可能とされています。

つきましては、これらのことを改めて貴管下の健康保険組合へご周知をお願い致したく、本状を差し上げる次第です。

なお、詳細な考え方につきましては、別添の「療養の給付と柔道整復療養費の併給調整について（意見書）」がご参考となれば幸いです。

療養の給付と柔道整復療養費の併給調整について（意見書）

1 問題の状況

近年、医療保険者において、患者が同じ負傷について保険医療機関で治療を受けている場合における柔道整復療養費（以下「療養費」という。）の不支給処分が増加しており、被保険者の受給権の侵害やひいては患者の医療安全の問題が生じている。

しかし、このような不支給処分は、項番2～4のとおり、厚生労働省保険局医療課長が定めた「柔道整復師の施術に係る算定基準の実施上の留意事項」（以下「留意事項」という。）における規定に照らすと誤りであり、同じく医療課長が定めた「はり・きゅうの施術に係る療養費の取扱いに関する留意事項等」第5章2において、はり・きゅうの施術が、同一疾病に係る療養の給付との併用は認められないこととされている取扱いと混同した事務処理である。

また、項番5のとおり、生活保護の制度においても、医療機関で診療中の同じ疾病について給付の対象とならないのは、はり・きゅうの施術に限られており、柔道整復は除外されている。つまり、留意事項における併給調整の取扱いは、生活保護との制度間においても平仄が合っており、このことから患者が同じ負傷について保険医療機関で治療を受けていることのみを理由に応急手当以外の療養費をすべて不支給処分とすることは誤りであるということが判る。

2 留意事項第1の5、6及び7の規定

留意事項第1では、主に療養費の支給対象に関する事項が規定されているが、まず第1の5では、療養費の支給対象となる負傷の要件が規定されている。すなわち、外傷性で、かつ負傷した組織の状態が慢性に至っていない骨折、脱臼、打撲、捻挫又は筋、腱の断裂のことであり、これらの負傷に係る柔道整復師の施術は、基本的に療養費の支給対象ということになる。

一方、留意事項第1の6及び7においては、療養費の支給対象とならない施術の種類が規定されている。また、その他の支給対象とならない施術に係る規定については、項番3及び4の記載のとおりであるが、いずれにしても、はり・きゅうの施術に係る取扱いのように、患者が同じ負傷について保険医療機関で治療を受けている場合、療養費が支給対象とならないとする規定ではない。

3 留意事項第1の4及び9の規定

留意事項第1の4では、「現に医師が診療中の骨折又は脱臼については、当該医師の同意が得られている場合のほかは施術を行ってはならないこと。」と規定されていることから、診療中の骨折又は脱臼については、担当医師の同意を得ることで、柔道整復師は施術を行うことができることになる。なお、「この場合における当該骨折又は脱臼に対する施術料は、医師が整復又は固定を行っている場合は整復料又は固定料は算定せず、初検料、後療料等により算定すること。」と併せて規定されている。

また、留意事項第1の9では、保険医療機関に入院中の患者の場合、後療の施術に限り、医師の依頼によるものであっても支給対象とされていない。

これらのことから、骨折又は脱臼の場合は、患者が診療中であっても入院中でなければ、担当医師の同意のもと柔道整復師が施術を行った場合、療養費における併給調整は最大でも整復料又は固定料の算定の禁止に止まり、少なくとも初検料及び後療料の算定が可能である。

また、このように取扱うことは、担当医師側も患者のその後の定期的な診察や検査等を躊躇なく行えることに繋がる。

4 留意事項第1の8の規定

留意事項第1の8では、「既に保険医療機関での受診…を受けた患者に対する施術」の場合が規定されているが、この「受診…を受けた患者」は、単に柔道整復師が行う施術の前に保険医療機関で患者の受診があったことをいうに止まり、診療の「中止」や「転医」措置があることまでをも要件としたものではない。ちなみに、平成9年3月時点の規定案の段階においては、「転医…してきた患者」であることが要件とされていたが、同年4月に示された現行の規定では修正された経緯がある。なお、留意事項第1の4と同様に「現に整復、固定又は施療を必要とする場合に限り、初検料、整復料、固定料又は施療料を算定できること。」「整復、固定又は施療の必要がない場合は、初検料、後療料等により算定すること。」と併せて規定されている。

また、保険医療機関に入院中の患者の後療は、医師の依頼によるものであっても、支給対象とされていないことは前記のとおりである。

これらのことから、患者が仮に保険医療機関で同じ負傷の診療中であっても入院中でなければ、療養費における併給調整は、最大でも整復料、固定料又は施療料の算定の禁止に止まり、少なくとも初検料及び後療料の算定が可能である。

なお、この規定では、負傷の種類を限っていないから、療養費の支給対象である骨折、脱臼、打撲、捻挫及び筋、腱の断裂すべてに適用されることになる。

また、骨折及び脱臼については、留意事項第1の4の規定と重複するが、前記の取扱いにおいて規定間の平仄は合うことになる。

5 生活保護の制度

「生活保護法による医療扶助運営要領」（昭和36年9月30日付け社発第727号厚生省社会局長通知の別紙）の第三の7（3）アの規定は次のとおりである。

必要最小限度の施術を原則として現物給付するものとし、その範囲は、あん摩・マッサージ、柔道整復およびはり・きゅうとすること（はり・きゅうにあつては、慢性病であつて、医師による適当な治療手段がないものを対象とするが、指定医療機関の医療の給付が行なわれている期間は、その疾病にかかる施術は、給付の対象とはならないこと。）。

令和元年12月10日

公益社団法人日本柔道整復師会
一般社団法人全国柔道整復師連合会

F A Q

問1 健康保険法第87条第1項（以下「法」という。）の規定と厚生労働省保険局医療課長が定めた「柔道整復師の施術に係る算定基準の実施上の留意事項」の規定とでは、法の規定の方が優先するのではないか。

答① 法には、療養費の支給の可否の決定権者は保険者であることが規定されているが、国は、保険者ごとにその取扱いにおいて差異が生じないように、取扱い指針としての支給基準等を通知等において定めている。

② よって、保険者は、当該通知等に従って療養費の支給の可否を判断しなければならない。

③ 一般的に、法律の下位規定として政省令や通知等があるが、法律の適用は、下位規定と相反しない場合にのみ可能であり、個別的な事例の判断の場合、通常、下位規定を優先して適用する。

問2 厚生労働省保険局医療課長が定めた「柔道整復師の施術に係る算定基準の実施上の留意事項」（以下「留意事項」という。）第1の8には、診療中であっても療養費が支給できる旨が明記されていないから、診療中の場合、療養費は支給できないのではないか。

答① 留意事項第1の5には、療養費の支給対象となる負傷の要件が規定されている。

② よって、当該要件を満たす負傷に係る柔道整復師の施術は、基本的に療養費の算定ができることになり、療養費を支給できないこととするためには、留意事項第1の6又は7のように、その旨を明記した規定が必要である。

③ そうすると、留意事項第1の8において、療養費の算定ができない旨を明記した箇所は、「現に整復、固定又は施療を必要とする場合に限り初検料、整復料、固定料又は施療料を算定できること」だけであり、診療中の場合に療養費が算定できないとする旨は明記されていないことに加え、「整復、固定又は施療の必要がない場合は、初検料、後療料等により算定すること」と規定されているから、仮に診療中であろうとも基本的に初検料、後療料等の療養費は支給されなければならない。

平成十五年七月八日提出
質問第一二〇号

鍼・灸・マッサージ・柔道整復施術と同療養費に関する質問主意書

提出者 斉藤鉄夫

鍼・灸・マツサージ・柔道整復施術と同療養費に関する質問主意書

① 全国の保険医療機関における鍼治療の導入状況、実態をお示し願いたい。

② 内科・外科・整形外科を掲げる保険医療機関において、鍼免許有資格者を雇用している実数を都道府県別にお示し願いたい。

③ その上で、鍼師を雇用し施術を実施している医療機関が、施術料金を徴収しているかどうかをお示し願いたい。

④ 健康保険法上、無料での鍼施術を提供せざるを得ない場合、療養の給付の範疇に無い鍼施術を、保険医療機関内で行うことの是非をどう考えられるかお示し願いたい。

⑤ また無料で鍼施術を施す事が、保険医療機関ではない鍼灸治療院に大きな影響を及ぼしている。つまり同一内容の治療行為であるにもかかわらず、無料のものと料金徴収するものが存在し、料金徴収せざるを得ない施術業者にとっては著しく公平性を欠く競争となり、死活問題とも考えられる状況であるが、この点についてのご見解をお示し願いたい。

① 療養費は償還払いとなつてゐるにもかかわらず、保険者が施術者を民法上の委任行為における「受け取り代理人」として認め、施術者側に療養費を支払つてゐるケースが大半であるという実態を、承知されてゐるかどうかお示し願いたい。

② 施術者側に支払つてゐる保険者の実態について、都道府県別に、更に、各保険者別（政府管掌健康保険、組合管掌健康保険、国民健康保険、老人保健、共済組合）にお示し願いたい。

③ 柔道整復師の行う療養費取扱では「あたかも現物給付」とよばれる償還払い方式によらない支払方法が通例であるが、療養費支給申請にあつて領収書の添付等が省略される場合、正に現物給付以外の何者でもない支払方法になると思われるがこの取扱方法が療養費の支払方法として成立している法的根拠をお示し願いたい。

④ ③でお尋ねした柔道整復師の取り扱う療養費の支払金額の総額実績を都道府県別に過去三年間分ご呈示頂きたい。

⑤ 昭和二十五年保発四号において、療術師の団体と協定を結んだ後にあたかも現物給付の如き取扱を禁

止する趣旨の通知が出されておりますが、当時の「療術師」とは法的な位置付けとしてどのように整理されていたのか、又、鍼師・灸師・あん摩師との法的位置付けの相違点とを具体的にお示し願いたい。

⑥ 鍼・灸師の取り扱う療養費の支給原則として療養の給付との併給を禁じられているがこの事に関しての法的根拠をお示し下さい。また、柔道整復師の取り扱う療養費が療養の給付との併給が認められている法的根拠をご呈示下さい。

三

① 鍼師、灸師、あん摩・マッサージ・指圧師の施術に関し、その療養費支給申請書が提出された際、管轄の保険者がその申請書を受付してから、実際に指定された支払機関の口座等に支払が完了するまでどのくらいの時間を要しているか、お示し願いたい。ちなみに平成六年には通知、保険発百二十六号・企画発七十三号・庁保険発二十九号においてその目標数値として「八日程度」と示されているが、その目標に対し、現状どうなのか、都道府県別に、更に各保険者別（政府管掌健康保険、組合管掌健康保険、国民健康保険、老人保健、共済組合）にお示し願いたい。

四

① 変形性膝関節症について。この疾患は、これまでも「鍼・灸施術の治療効果が認められる」という臨床上の結果や論文が数多く報告されている慢性的疼痛を主症状とする疾患である。それにもかかわらず、未だに療養費の支給対象として認められていない。変形性膝関節症が療養費の支給対象に認められていない理由をお示し願いたい。

② また、今後、変形性膝関節症を類症疾患として認め、七番目の療養費支給対象疾患とする予定があるかどうかについても併せてお示し願いたい。

五

① マッサージ施術に係る療養費の支給にあたり、マッサージに温電法を併施した場合は、一回につき八十円が加算される。同じく柔道整復術に係る療養費において、後療で温電法を併施した場合、これも一回につき八十円が加算される。しかし、マッサージの温電法は一回の施術において複数の局所に温電法を併施しても八十円であるが、柔道整復の温電法は一回の施術において複数の部位に温電法を併施すると、部位ごとにそれぞれ八十円が加算されることになっている。この取扱いの相違はなぜ起こるのか。

医学的な効用効果が相違するのか、又は、双方の温電法の術式が相違するものなのか、その相違の根拠

をお示し願いたい。

- ② 仮に、それぞれの温罨法に大差がないのであれば、マッサージ施術に係る温罨法加算についても、柔道整復と同様、局所ごとの加算を認めるべきであると考えるが、この点についての見解をお示し願いたい。

六

- ① 療養費の支給決定に関する権限は保険者が有していると理解しているが、柔道整復術に係る療養費の取扱いに比べ、鍼・灸・マッサージ施術に関わる療養費の支給基準が明確でないように思われ、現状、保険者の療養費取扱い基準の考え方に大きな格差が生じているのではないかと思われるが、この点についてどのような認識をもっておられるかお示し願いたい。

- ② また、療養費の適正な支給決定に資するよう、保険者が支給決定する上で指針となるような、療養費支給基準の実施上の留意事項を規定する必要性があると考えるが見解をお示し願いたい。

右質問する。

平成十五年九月二日受領
答弁第一二〇号

内閣衆質一五六第一二〇号

平成十五年九月二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔殿

衆議院議員斉藤鉄夫君提出鍼・灸・マッサージ・柔道整復施術と同療養費に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員齊藤鉄夫君提出鍼・灸・マツサージ・柔道整復施術と同療養費に関する質問に対する答弁書

一の①から③までについて

保険医療機関におけるはり施術の実施状況、はり師の雇用の状況及びはり施術に係る料金の徴収の状況については、把握していない。

一の④及び⑤について

健康保険法（大正十一年法律第七十号）においては、保険医療機関がはり施術を実施すること自体は禁止されていない。

しかしながら、このような場合に、保険医療機関は、保険者からはり施術に着目した費用の支払を受けることはできず、また、保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）により、被保険者から保険診療に係る一部負担金等の外に費用の支払を受けることもできないことから、保険医療機関ではないはり施術所がはり施術を実施する場合と比較して著しく公平性を欠くとの御指摘は当たらないものと考ええる。

二の①及び②について

保険者が被保険者から委任を受けた施術者に直接療養費の支払を行う事例があることは承知しているが、療養費の支給制度の趣旨から見て、望ましいものではないと考えている。なお、その実態については、把握していない。

二の③について

健康保険法においては、保険医療機関が被保険者に対して療養の給付を行うことが原則とされる一方、第八十七条第一項により、保険者は、療養の給付を行うことが困難であると認めるとき又は保険医療機関以外の者から診療、手当等を受けたことがやむを得ないと認めるときは、その費用の一部を療養費として支給できることとされている。柔道整復に係る療養費については、かつて整形外科を担う医師が少なかつたこと、柔道整復師は脱臼^{きゆう}又は骨折に対する応急手当をすることがあり、その場合には柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）第十七条により医師の同意を要しないこととされていること等を踏まえ、被保険者がその傷病に対する手当等を迅速に利用することを可能とする観点から、例外的に、受領委任払い（保険者と柔道整復師により構成される団体又は柔道整復師との間で契約を締結するとともに、被保険者

が療養費の受領を当該契約に係る柔道整復師に委任することにより、保険者が療養費を被保険者ではなく柔道整復師に支払うことをいう。）の実施が認められているところである。

二の④について

総務省、財務省、文部科学省及び厚生労働省が実施した柔道整復に係る療養費の調査によれば、平成十二年度から平成十四年度までの間の各年度における柔道整復に係る療養費の支給額は、別表第一から別表第三までのとおりである。

二の⑤について

「按摩、鍼灸術にかかる健康保険の療養費について」（昭和二十五年一月十九日付け保発第四号厚生省保険局長通知）においては、「療術師」ではなく「療術業者」という文言が使用されているところ、この「療術業者」とは、当該通知の発出当時のあん摩、はり、きゅう、柔道整復等営業法（昭和二十二年法律第二百十七号）第一条の規定によるあん摩師免許、はり師免許又はきゅう師免許を受けた者等を指している。

二の⑥について

健康保険法においては、保険医療機関が被保険者に対して療養の給付を行うことが原則とされる一方、第八十七条第一項により、保険者は、療養の給付を行うことが困難であると認めるとき等は、その費用の一部を療養費として支給できるとされているが、現に医師が治療を継続している疾患に対してはり師、きゆう師、あん摩マッサージ指圧師又は柔道整復師が施術を行ったとしても、療養費を支給することは認められていない。

三について

現時点において把握している療養費の支給申請から支払までに要する平均期間は、はり及びきゆうについては別表第四のとおりであり、あん摩マッサージ指圧については別表第五のとおりである。

なお、保険者によつては、療養費支給申請書と診療報酬明細書とを対照して審査し、あるいは被保険者ごとに一箇月分をまとめて支払う等の理由により、支払までの期間が長くなることがある。

四について

変形性膝関節症しつに対するはり又はきゆうの効果については、学術的にも様々な見解があることから、現在のところ、当該疾患に対するはり又はきゆうについて療養費の支給に関する基準を示すことは考えてい

ない。

五について

柔道整復師の施術とあん摩マツサージ指圧師の施術とを比較した場合、療養費の対象となる疾患や施術の体系が異なり、温罨法あんを併用した場合の効果にもおのずと違いがあることから、「柔道整復師の施術に係る療養費の算定について」（昭和三十三年九月三十日付け保発第六十四号厚生省保険局長通知）及び

「はり・きゅう及びあんま・マツサージに係る療養費の支給について」（昭和四十七年二月二十八日付け保険発第二十二号厚生省保険局医療課長通知。以下「医療課長通知」という。）における温罨法の加算方法にも違いがあるところであり、このような取扱いを見直すことは考えていない。

六について

はり師、きゅう師及びあん摩マツサージ指圧師の施術に係る療養費の支給に関する基準を明確にすることは重要であると考えており、従来から、「はり、きゅう及びマツサージの施術にかかる療養費の取扱いについて」（昭和四十二年九月十八日付け保発第三十二号厚生省保険局長通知）、医療課長通知等を通じて、対象疾患、算定方法等に関する基準を示しているところである。